

# 令和5年第2回金沢市農業委員会総会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和5年2月24日（金） 午後3時～午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和5年第2回金沢市農業委員会総会議案書」  
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり  
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名、  
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

## 令和5年第2回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

### 農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

### 農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	×
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

### 農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	長谷川主査

	氏名・役職
5	上田主任

計 5名

## 別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和5年第2回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、五坊（ごぼう）委員と、菊知（きくち）委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良くと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。

	<p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。 最初に、令和5年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和5年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請8件については、1月30日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、1月31日付けで石川県知事あてに送付し、2月14日付けで許可書が交付されております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページ及び2ページです。</p> <p>今回、粟五地区から1件、犀川地区から1件、浅川地区から2件、森本地区から1件、合計5件の申請がありました。</p> <p>番号1は、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号2は、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号3及び番号4は、農地の交換のため、所有権を移転するものです。</p>

	<p>番号5は、すでに分家独立している者への譲渡のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、5件で、面積は8,898 m<sup>2</sup>です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページ及び4ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、犀川地区から1件、小坂地区から3件、森本地区から2件、合計6件の申請がありました。</p> <p>番号1は、使用貸借による権利の設定を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農</p>

地で、農地の広がりがあることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。

番号2及び番号3は、賃借権の設定を伴う診療所及び調剤薬局への転用申請です。

農地の区分は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に接道し、500m以内に2つの医療機関があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

番号4は、賃借権の設定を伴う子育て支援施設への転用申請です。

農地の区分は、農地の広がりがあることから第1種農地と判断されますが、幼稚園を運営する借受人の既存施設の拡張であることから許可相当であると考えます。

番号5は、賃借権の設定を伴う鋼材置場への転用申請です。

農地の区分は、農地の広がりがあることから第1種農地と判断されますが、鉄工所を営む借受人の既存施設の拡張であることから許可相当であると考えます。

番号6は、所有権の移転を伴う山林管理用資材置場への転用申請です。

農地の区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されますが、隣地の山林を所有する譲受人が事業を達成するには、当該申請地以外に代替する土地がないと認められることから許可相当であると考えます。

以上、6件で面積は合計4,966.38㎡です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

太平副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前

	<p>に申請案件について現地調査を行っておりますので、中川(なかがわ) 委員から調査結果をご報告願います。</p>
中川委員	<p>2月20日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。</p> <p>今回、鞍月地区から1件の申請があり、面積は合計4,890㎡です。</p> <p>現地の状況につきましては、2月10日に中川委員と事務局職員で現地調査を行い、申請地すべてにおいて、申請どおり耕作されていることを確認しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p>

	<p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。議案書は6ページです。</p> <p>今回、森本地区から1件の申請がありました。</p> <p>市の民有林再生支援事業の実施に当たり申請があったもので、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難となったものです。</p> <p>現況については、2月22日、北村委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、1件で面積は128㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。</p>



	事務局、これについて説明願います。
事務局	<p>議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 7 ページから 35 ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、湯涌地区から 1 件、浅川地区から 1 件、森本地区から 3 件、合計 5 件の申し出がありました。いずれも賃借権を設定するもので、契約期間が 10 年の再設定が 1 件、5 年の再設定が 1 件、1 年の再設定が 1 件、10 年の新規設定が 1 件、3 年の新規設定が 1 件で、面積は合計 38,867.00 m<sup>2</sup>です。</p> <p>利用権貸借の機構分について、小坂地区から 2 件、崎浦地区から 1 件、森本地区から 2 件、合計 5 件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が 8 年 11 か月の新規設定が 1 件、10 年の新規設定が 3 件と、使用賃借権を設定する、契約期間が 10 年の新規設定が 1 件で、面積は合計 226,936 m<sup>2</sup>です。</p> <p>また、所有権移転について、粟五地区から 2 件、森本地区から 1 件の申し出があり、面積は合計 7,868 m<sup>2</sup>です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は36ページから46ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が13件で、面積は合計6,142㎡、第5条が24件で、面積は合計12,284㎡です。</p> <p>内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は47ページから51ページです。</p> <p>届出件数は6件で、面積は合計17,464.83㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき</p>

	<p>き、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから14ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、犀郷地区外7地区において、1,650㎡を農用地区域から除外することに伴うものです。なお、農用地区域への編入及び用途区分の変更はありません。</p> <p>3ページと併せて4ページからの案件別の図面をご覧ください。</p> <p>番号1、番号2及び番号5から番号10までは、いずれも携帯電話無線基地局に転用する計画のもので、農地転用の許可が不要の案件となります。</p> <p>番号3は、農家分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>番号4は、駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張である</p>

	<p>ことから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>番号 11 は、山林として保全する計画のもので、現況はすでに山林化しており、令和 4 年 10 月 27 日付けで非農地証明書を交付しています。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 6 号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 6 号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 7 号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 7 号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、15 ページです。</p> <p>まず、募集結果ですが、定数 9 人に対し 9 人の推薦がありました。</p> <p>それでは、要綱に基づき 2 月 20 日に行われた農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果を説明いたします。</p> <p>(1) 書類審査による評価については、いずれの候補者も、農地利用最適化推進委員にふさわしいとの評価結果となっております。</p> <p>(2) 面接による評価については、今回推薦を受けた者は推</p>

	<p>進委員の定数と同数であり、また、書類審査の結果、すべての者が農地利用最適化推進委員にふさわしいと評価されたことから、面接による評価は不要と考えられるとの意見が出されています。</p> <p>以上のことから、農地利用最適化推進委員候補者の選考等の案につきましては、評価委員会の意見を参考とし、次のとおりといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考については、推薦を受けた者すべてを推進委員の候補者とする。</li> <li>・面接による評価は実施しない。</li> </ul> <p>今後の手続きにつきましては、推薦した者に対し、選考した結果を通知いたしまして、7月に新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が決定し囑託を行う流れとなります。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、審議の公正を期すため、農地利用最適化推進委員として推薦を受けている委員は農業委員会法第 31 条第 1 項の規定に準じ、ご退席をお願いします。</p> <p>(該当委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 7 号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員の選考については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 7 号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>それではここで、退席していただいた委員に、ご着席いた</p>

	<p>だくこととします。</p> <p>(該当委員 着席)</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会長	<p>それでは、2月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	<p>(各委員から報告)</p>
会長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いします。</p>
二口副会長	<p>(副会長挨拶)</p>
事務局長	<p>二口副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。</p>